

建設部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和8年1月16日から同年3月27日まで

3 監査の対象及び範囲

建設部の所管に属する令和7年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

(1) 予算の執行に関する事務

(2) 収入に関する事務

(3) 支出に関する事務

(4) 契約に関する事務

(5) 財産管理に関する事務

(6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

(1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。

(2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。

(3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。

(4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。

(5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。